

民事執行の実務 〔改訂版〕

園部 厚 著

(下)

〔船舶・自動車
動産・債権等 執行
財 産 調 査〕

新日本法規

(3) 振替新株予約権に対する執行方法

平成16年法律第88号改正法により、振替制度の対象に株券等が加えられ、この改正法は平成21年1月5日から施行された。それに伴って、民事執行規則等が改正され、預託株券等に関する民事執行手続の規定等が削除され、振替社債等に関する民事執行手続についても、株券等への対象の拡大、その他の規定の整備が図られ、この改正規則は、平成16年法律第88号改正法施行の日（平成21年1月5日）から施行された。

これにより、①振替株式の発行を目的とする新株予約権であって、②その譲渡に取締役会の承認が必要でなく、③当該新株予約権の発行決議において、当該発行に係る新株予約権の全部につき社債、株式等の振替に関する法律の適用を受けることとする旨を定め、④振替機関が取り扱うものであるという要件を満たすものは、「振替新株予約権」として、振替制度の対象となり（社債株式振替163条）、振替社債等に関する民事執行の対象となる（民執規150条の2～150条の8）（園部「書式債権・動産等執行実務〔全訂15版〕」654頁・655頁）。

X 暗号資産（仮想通貨）に対する執行

1 暗号資産（仮想通貨）に関する制度

(1) 暗号資産（仮想通貨）

ビットコイン等のいわゆる仮想通貨は、法律上「暗号資産」とされ、「暗号資産」とは、①物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権（電子債権2条1項）、前払式支払手段（電子債権3条1項）その他これらに類するものとして内閣府令で定めるものを除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（③に該当するものを除く。）、②不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換をすることができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（③に該当するものを除く。）、③特定信託受益権及び④③に準ずるものとして内閣府令で定めるものと定義されている（資金決済2条5項）。

暗号資産は、有体物ではなく、インターネットのネットワーク上に構築さ

れており、発行主体や中央管理機関が存在せず、取引は、ブロックチェーンと呼ばれる、複数のネットワーク参加者相互の間で更新と正確性の検証等が行われている取引台帳に記録されており、これをネットワーク参加者全員が共有することで運用されている（東京地裁・さんまエクスプレス106号（金法2164号）42頁・43頁）。

(2) 暗号資産交換業者

暗号資産の交換等（暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換又はこれらの行為の媒介、取次ぎ若しくは代理）や管理を業として行うこと（暗号資産交換業）（資金決済2条15項）は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行ってはいけなるとされており、この登録を受けた者は「暗号資産交換業者」と呼ばれている（資金決済2条16項・63条の2）（東京地裁・さんまエクスプレス106号（金法2164号）43頁）。

我が国において暗号資産を保有している者のほとんどは、自ら暗号資産のネットワークに参加しているわけではなく、ネットワーク参加者である暗号資産管理業者から暗号資産を購入して、当該業者に暗号資産を預託する形態をとっているといわれている（東京地裁・さんまエクスプレス106号（金法2164号）43頁）。

暗号資産交換業者は、利用者から口座に振り込まれた金銭や口座に送付された暗号資産を管理し、利用者の指示に従って口座内の金銭等を用いて暗号資産の売買等を行い、利用者からの指示があれば、同口座内の金銭を別の金融機関の口座に振り込んだり、同口座内の暗号資産を別の暗号資産交換業者の口座に送付したりする（東京地裁・さんまエクスプレス106号（金法2164号）43頁）。

(3) 暗号資産移転請求権

暗号資産交換業者と利用者の間には、暗号資産交換業者が利用者を相手方として暗号資産の管理（ほとんどの場合、これに加え交換等）を行うことを内容とする契約が存在すると考えられ（資金決済63条の9の3第1号・63条の19の2第1項参照）、利用者は暗号資産の移転を目的とする債権を有すると考えられる（東京地裁・さんまエクスプレス106号（金法2164号）44頁、中村・剣持「執行の実務」〔5版〕債権（下）281頁）。

暗号資産移転請求権の性質については、暗号資産の移転により円貨建債務が消滅するという効果が認められておらず（強制通用力がない）、外貨における

民法402条・403条に相当する規定もないことから、民事執行法上の「金銭債権」(民執143条・155条参照)ではなく、「その他の財産権」(民執167条1項)であると考えられる。それを前提とすると、第三債務者を暗号資産交換業者として、暗号資産移転請求権を「その他の財産権」として強制執行の対象とするのが一般的である(東京地裁・さんまエクスプレス106号(金法2164号)44頁,中村・剣持「執行の実務」[5版]債権(下)281頁)。

2 暗号資産(仮想通貨)移転請求権等に対する強制執行

(1) 暗号資産移転請求権等に対する強制執行の執行裁判所

暗号資産移転請求権に対する強制執行については、原則として、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が執行裁判所となるが、この普通裁判籍所在地がないときは、第三債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が執行裁判所となる(民執167条1項・144条1項・2項)(東京地裁・さんまエクスプレス106号(金法2164号)45頁,中村・剣持「執行の実務」[5版]債権(下)281頁)。

(2) 暗号資産移転請求権等に対する強制執行の申立て

ア 暗号資産移転請求権等差押命令申立書

暗号資産移転請求権等に対する強制執行の申立ては、暗号資産移転請求権等差押命令申立書を執行裁判所に提出することによって行う(民執規1条)。

当事者目録の第三債務者については、暗号資産交換業者として登録を受けている者(資金決済63条の2)を記載する。

差押えの目的とする暗号資産移転請求権は、資金決済に関する法律2条15項の定義に従って、「暗号資産の交換等及び管理に関する契約」というように特定する。差押えの範囲は、超過差押禁止(民執167条1項・146条2項)の趣旨を踏まえ、暗号資産を円貨に換算した場合に請求債権額以下の範囲になるように限定する。最小単位取引に満たない暗号資産移転請求権は、差し押さえても移転ができず、結局、換価することができないので、除外するのが相当である(東京地裁・さんまエクスプレス106号(金法2164号)45頁・46頁,中村・剣持「執行の実務」[5版]債権(下)282頁)。

イ 複数種類の暗号資産に係る暗号資産移転請求権の包括的差押え

暗号資産の交換業者は、利用者の暗号資産について、どのような利用者の暗号資産であるかを直ちに判別することができる状態で管理しなければなら

ないことから（暗号資産交換業者に関する内閣府令27条1項1号）、複数の種類の暗号資産に係る暗号資産移転請求権を順位付けした差押えであっても、差押命令の送達を受けた第三債務者である暗号資産交換業者において、速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた権利を識別することができると考えられ、債務者が有する複数の種類の暗号資産についての暗号資産移転請求権を順位付けて包括的に差し押さえることは可能であると考えられる（東京地裁・さんまエクスプレス106号（金法2164号）46頁，中村・剣持「執行の実務〔5版〕債権（下）」282頁）。

ウ 暗号資産（仮想通貨）の売却代金返還請求権の包括的差押え

利用者は、暗号資産交換業者との間の契約に基づき、通常は、暗号資産そのものを指定する口座等へ移転するよう求めることができるが、利用約款によっては、例えば、利用者の財産が差し押さえられるなどした場合は、暗号資産交換業者において利用契約を解約し、口座内の暗号資産を利用契約所定のレートで売却し、利用者に対して売却代金（円貨）を返還する旨の特約が付されていることがある。このような場合における、利用者が暗号資産交換業者に対して円貨の返還を求める請求権（暗号資産の売却代金返還請求権）は、暗号資産移転請求権が転化したものであり、かつ、暗号資産が円貨と類似した性質を有するものであることに鑑み、暗号資産移転請求権と併せて差し押さえることが可能であると考えられる（東京地裁・さんまエクスプレス106号（金法2164号）46頁，中村・剣持「執行の実務〔5版〕債権（下）」282頁・283頁）。

書式例 暗号資産移転請求権等差押命令申立書

暗号資産移転請求権等差押命令申立書	
○○地方裁判所民事第○部 御中 令和○年○月○日	
債権者 ○ ○ ○ ○㊟	
当事者 } 請求債権 }	別紙目録記載のとおり
債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に表示された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、	

債務者が第三債務者に対して有する別紙暗号資産移転請求権等目録記載の暗号資産移転請求権等の差押命令を求める。

添付書類

(以下略)

暗号資産移転請求権等目録

1 差押えの目的及び限度

債務者と第三債務者との間の暗号資産の交換等及び管理に関する契約に基づいて、債務者が第三債務者に対して有する暗号資産の移転を目的とする請求権（暗号資産移転請求権）のうち、2の順序に従い、金〇〇〇、〇〇〇円（換価に際して差し引かれる手数料等の額を控除後の金額）相当分に満つるまで

ただし、次の各場合に応じた価格により換算（最小取引単位に満たない暗号資産を切り捨て）するものとする。

- (1) 第三債務者が運営する販売所における相対取引価格（売付価格）が定められている場合

本差押命令が第三債務者に送達された時点の当該相対取引価格

- (2) 上記(1)の価格がない場合

第三債務者が提供する取引所における上記時点の約定価格

- (3) 上記(1)及び(2)の価格がない場合

当該暗号資産を取り扱い暗号資産交換業者が運営する販売所における上記時点の相対取引価格（売付価格）。なお、当該暗号資産を取り扱う暗号資産交換業者が複数ある場合は、所管する財務局が五十音順で最も早いものとし、所管する財務局が同一のものが複数ある場合は、登録番号が最も若いものとする。

2 差押えの順序

- (1) 差押え等のない暗号資産移転請求権と差押え等のある暗号資産移転請求権があるときは、次の順序による。

ア 先行の差押え・仮差押えのないもの

イ 先行の差押え・仮差押えのあるもの

(2) 複数の種類の暗号資産があるときは、次の順序による。

ア ビットコイン (BTC) イ イーサリアム (ETH)

ウ リップル (XRP)

(3) 同じ種類の暗号資産移転請求権が複数の口座にある場合は、口座に付された番号等の若い順序（アルファベットは数字に後れるものとし、アルファベットはAを最も若いものとする。）による。

3 上記1により差し押さえられた暗号資産移転請求権に係る暗号資産を第三債務者がその利用約款の規定に基づき売却した場合、当該利用約款に基づき債務者が有する当該売却代金（売却に要する手数料を控除したもの）の返還請求権にして上記1記載の金額に満つるまで

エ 暗号資産移転請求権と預り金返還請求権・証拠金返還請求権との包括的差押えの可否

債務者と第三債務者との間の暗号資産の交換等及び管理に関する契約に関し、第三債務者が債務者より預託を受けた金銭の返還請求権（預り金返還請求権）や債務者が第三債務者に委託した、暗号資産に関するデリバティブ取引に際して第三債務者に預託した取引証拠金、委託証拠金又は委託保証金の返還請求権（証拠金返還請求権）に対する強制執行は、金銭債権に対する強制執行（民執143条）であるのに対し、暗号資産移転請求権に対する強制執行は、その他の財産権に対する強制執行（民執167条1項）の手續となり、必ずしも取立可能なわけではなく、両者は異種の手續であるため、暗号資産移転請求権と預り金返還請求権・証拠金返還請求権（金銭債権）について、それぞれについて差押債権額を定めず、包括的な差押申立てをすることは認められないと考えられる（中村・剣持「執行の実務〔5版〕債権(下)」283頁(ウ)）。

書式例 預り金返還請求権の差押債権目録

差押債権目録

金〇〇〇, 〇〇〇円

債務者が第三債務者に対して有する預り金返還請求権（債務者と第三債務者との間の暗号資産の交換等及び管理に関する契約に関し、第三債務者が債務者

第3節 第三者からの情報取得手続

令和元年法律第2号の民事執行法等の改正法が令和2年4月1日から施行され（令和元年政令第189号）（なお、不動産に係る情報取得手続の規定（民執205条）は、令和3年4月30日までは適用されないとされており（令和元年法律第2号改正法附則5条，令和2年政令第358号），同年5月1日から適用された。），債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性を向上させるために，新たに「第三者からの情報取得手続」を新設した。

第1 登記所からの不動産に関する情報取得

令和元年法律第2号の民事執行法等の改正法において，新たに「第三者からの情報取得手続」を新設し，同改正法は，令和2年4月1日から施行された（令和元年政令第189号）が，不動産に係る情報取得手続の規定（民執205条）は，令和3年4月30日までは適用されないとされており（令和元年法律第2号改正法附則5条，令和2年政令第358号），令和3年5月1日から当該情報取得手続の申立てができることになった。

I 登記所からの不動産に関する情報取得手続の管轄

登記所からの不動産に関する情報取得手続については，債務者の普通裁判籍の所在地（民訴4条）を管轄する地方裁判所が，この普通裁判籍がないとき（日本国内に債務者の住所・居所がなく，最後の住所も不明である場合（民訴4条2項参照））は情報の提供を命じられるべき者（第三者（登記所））の所在地を管轄する地方裁判所が，執行裁判所として管轄する（民執204条）。この管轄は，専属管轄である（民執19条）。

管轄がない申立ての場合，申立てを受けた裁判所は，職権で，管轄裁判所に移送することになる（民執20条（民訴16条1項））。ただ，この移送決定に対しては，申立人は，即時抗告をすることができ（民執20条（民訴21条））（情報提供命令発令前の移送決定については，第三者及び債務者に対して告知する必要はないと思われる（東京地裁・さんまエクスプレス第100回（金法2132号）8頁。），移送決定が確定して

実際に移送がされるまで時間を要することになるので、実際は、申立裁判所から管轄がないとされたときは、申立裁判所から申立て取下げの勧告を受け、それに基づいて申立人が情報取得手続申立てを取下げ、管轄裁判所に新たな申立てをすることになると思われる。

II 登記所からの不動産に関する情報取得手続申立て

1 登記所からの不動産に関する情報取得手続申立ての要件

執行力ある債務名義の正本を有する債権者又は債務者の財産に対して一般の先取特権を有することを証する文書を有する債権者は、裁判所に対して、債務者の土地又は建物その他これに準ずるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要な事項（債務者が所有権の登記名義人である土地等（土地又は建物その他これに準ずるもの（民執規187条1項3号参照）の存否及びその土地等が存在するときは、その土地等の特定するに足りる事項（民執規189条））の情報提供を、法務省令で定める登記所に命ずることを求める申立てができる（民執205条1項）。それぞれの登記所からの不動産に関する情報取得手続申立ての要件は、次のとおりである。

なお、情報取得手続申立ては、債務者のプライバシー等の関係、提供された情報の閲覧等に制限があること（民執209条1項）、第三者に過度の負担を避けることなどから、債務者ごとに行うべきである（東京地裁・さんまエクスプレス第100回（金法2132号）9頁、「条解民執規（四版）下」831頁）。

(1) 執行力ある債務名義正本を有する債権者の申立ての場合

ア 不動産に関する情報取得手続申立ての要件

執行力ある債務名義を有する債権者が登記所からの不動産に関する情報取得手続申立てをするときの要件は、次のとおりである。

① 執行力ある債務名義正本を有する金銭債権の債権者であること（民執205条1項1号）

金銭の支払を命ずる仮処分命令（民保52条2項）も情報取得手続申立てをすることができる債務名義となるが、仮処分命令の保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間を経過したときは、これをしてはならないとされており（民保43条2項）、この2週間以内に執行の着手があれば足りるとされ、情報取得手続においては、債権者に対する保全命令送達日

えていることを証する書面の添付が、債務者の財産に対して一般の先取特権を有することを証する文書を有する債権者の申立ての場合は、債務者の財産に対して一般の先取特権を有することを証する文書の添付が、それぞれ必要なことは当然である。

その他、この申立書には、申立人、第三者及び債務者の資格証明書、弁護士代理人申立ての場合の委任状等を添付する必要がある。

この申立ての申立手数料は、1個の申立てにつき1,000円である（民訴費別表第1・16イ）（債権者や債務者が複数であれば、数個の申立てとなり、1,000円×その個数の申立手数料が必要となる（「条解民執規（四版）下」835頁）。）。

この第三者からの情報取得手続申立ての際には、決定書等の送付等に要する郵券等を納めなければならない（民執14条1項，民訴費11条1項1号）。

書式例 第三者からの情報取得手続申立書（不動産）（債務名義に基づくもの）

第三者からの情報取得手続申立書（不動産）

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

令和〇年〇月〇日

申立人 〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 甲 野 太 郎[Ⓔ]

電 話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

F A X 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(担当〇〇〇〇)

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者とその支払をせず、下記の要件に該当するので、第三者に対し債務者の不動産（別紙所在地目録記載の範囲に所在する土地等）に係る情報（民事執行法205条1項）の提供を命じるよう求める。

記

1 民事執行法197条1項の要件（該当する□に✓を記入してください。）

強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6

月以上前に終了したものを除く。)において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった(1号)。

- 知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない(2号)。

2 民事執行法205条2項の要件

(1) 財産開示事件の事件番号

〇〇地方裁判所 平成・(令和)〇年(財チ)第〇〇〇号

(2) 財産開示期日 平成・(令和)〇年〇月〇日

(添付書類)(該当するに✓を記入してください。)

- | | |
|---|----|
| <input checked="" type="checkbox"/> 執行力のある債務名義の正本 | 1通 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 同送達証明書 | 1通 |
| <input type="checkbox"/> 同確定証明書 | 通 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 資格証明書 | 1通 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 住民票 | 1通 |
| <input type="checkbox"/> | 通 |
| <input type="checkbox"/> | 通 |

(証拠書類)(該当するに✓を記入してください。)

1 民事執行法197条1項1号の主張をする場合

(同号の証明資料)

- 配当表写し
- 弁済金交付計算書写し
- 不動産競売開始決定写し
- 債権差押命令写し
- 配当期日呼出状写し
-
-

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産開示期日が実施されたことの証明書
- 財産開示期日調書写し
- 財産開示手続実施決定写し
-
-